

第七十三回 貴族院 臨時通貨法案特別委員會議事速記録第二號

昭和十三年三月十八日(金曜日)午前十時

十一分開會

○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ前回

ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス、先づ臨時通貨法案ノ方カラ御質疑ヲ願ヒタイト存ジマス……御質疑ガナケレバ私チヨット御尋ね致シマスガ、此ノ法案通過ノ結果ハ「ニッケル」、錫ハドノ位ノ節約ニナルデゴザイマセウカ、御差支ガゴザイマセヌデシタラバ、

其ノ數量等ヲ承リタイノデゴザイマス
○政府委員(關原忠三君) 昨日提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマシタ際ニモ申上ゲマシタヤウニ、「ニッケル」、錫ノ生産ガ我ガ國ニ殆ドゴザイマセヌデ、輸入ニ之ヲ仰イデ居リマスノデ、此ノ金屬資材ノ輸入ヲ成ルベク消費ヲ節約致シマシテ、國際收支ノ改善ニ資サウト云フコトガ目的ナノデアリマシテ、只今計畫致シテ居リマス所ニ於キマシテハ、現ニ發行セラレタルモノヲ其ノ流通市場カラ引揚ゲルト云フコトハ考ヘテ居リマセスノデゴザイマシテ、今後ニ於キマシテハ此ノ通貨法ノ御協贊ヲ經マスレバ、從來ト異ナリマシタ金屬資材ヲ以テ十錢、五錢、一錢ノ臨時補助貨幣ヲ造ラウト思フノデゴザ

イマシテ、只今考ヘテ居リマスル所デハ十錢及五錢ニ付キマシテハ銅ト「アルミニウム」ノ合金ヲ以テ所謂「アルミニウム・ブロンズ」ノ貨幣ニシタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ一錢ニ付キマシテハ銅ト亞鉛ノ合金、所謂黃銅……黃イ銅ト稱セラレテ居ル黃銅

ヲ以テ持ヘヨウト云フ風ニ豫定ヲ致シテ居リマス、御質問ノ此ノ爲ニドレダケ此ノ「ニッケル」ナリ、錫ナリノ資材ガ節減サレルカト云フ問題ニ付キマシテハ、今後ノ製

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○男爵高崎弓彥君 チヨット伺ッテ見タイノ

デアリマスガ、私ナドノ經驗ニ依リマスト、

日本ノ此ノ補助貨幣ト云フモノハ日本ノ國内バカリデ通用シテ居ラナイデ、關東州ニモ通用シテ居リマスシ、満洲ニモ行ッテ居ルト

思ヒマス、朝鮮ニモ多分日本ノ補助貨幣ガ

ノ製造ヲ中止スル、斯ウ云フコトニ致シマ

スト云フト、「ニッケル」ニ於キマシテ二百四十四「トン」ノ節約ニナリマス、ソレカラ

錫ニ於キマシテ二十五「トン」餘ノ節約ニナルノデアリマス、「アルミニウム」ニ於キマ

ト云フモノハ段々行ケベ、是ハ北支ノ方ニモ出テ行クノデヤナイカト思ヒマスガ、併

シ其ノ場合ニ支那ノ下層階級ノ人間ハ殊ニ硬貨主義デ、金ノ實質ヲ貴シニヤッテ居ル者ガアルノデスガ、今デモモウ既ニ「ニッケル」

トカ白銅トカガ通用シテ居ルト思ヒマス、

時補助貨幣ヲ差引キマシテ、約一百「トン」

バカリ增加トナリマス、亞鉛ニ付キマシテハ、是モ矢張リ銅ト同ジャウニ現行貨幣竝ニ臨時補助貨幣ノ所要額ノ差引ニ於キマシテ、五十七「トン」バカリ增加スル、斯ウ云フ

計算ニナルノデアリマス、之ヲ現在ノ時價ニ於キマシテ計算致シテ見マスト云フト、約六七十萬圓材料費ガ節約ニナルト云フト、算ニナルノデアリマス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質問ハゴザイマセヌカ

デアリマスガ、私ナドノ經驗ニ依リマスト、

日本ノ此ノ補助貨幣ト云フモノハ日本ノ國内バカリデ通用シテ居ラナイデ、關東州ニモ通用シテ居リマスシ、満洲ニモ行ッテ居ルト

思ヒマス、朝鮮ニモ多分日本ノ補助貨幣ガ

ノ製造ヲ中止スル、斯ウ云フコトニ致シマ

スト云フト、「ニッケル」ニ於キマシテ二百四十四「トン」ノ節約ニナリマス、ソレカラ

錫ニ於キマシテ二十五「トン」餘ノ節約ニナルノデアリマス、「アルミニウム」ニ於キマ

ト云フモノハ段々行ケベ、是ハ北支ノ方ニモ出テ行クノデヤナイカト思ヒマスガ、併

シ其ノ場合ニ支那ノ下層階級ノ人間ハ殊ニ硬貨主義デ、金ノ實質ヲ貴シニヤッテ居ル者ガアルノデスガ、今デモモウ既ニ「ニッケル」

トカ白銅トカガ通用シテ居ルト思ヒマス、

時補助貨幣ヲ差引キマシテ、約一百「トン」

北支邊リ迄……、ソコハ私ハ能ク存ジマセヌケレドモ、サウスルト今度變ツタ安ッボイ金ガ行渡ル、安ッボイカ安ッボクナイカ知リマセヌケレドモ、見タ處此ノ違ッタ質ノ金ガ行クヤウニナルダラウト思ヒマス、サウスルト日本ノ貨幣ニ對スル價値ニ幾ラカ疑ヲ起スノデヤナイカ、ソレガ爲ニホンノ極ク些細ノコトカラ極ク大キナコトニ迄及ンデ來ルモノデアリマスカラ、小サイ補助貨幣デモ、亦紙幣ノヤウナ大キナ十圓トカソレ以上ノモノデスモ、金トシテ通用スルニ變リハナイノデスカラ、矢張リ其ノ邊ニドンナ風ナ變化カ何カ起リハシナイカ、當局ハ一向ソレデモ差支ナイヤウニ御考ニナルノデアリマスカ、其ノ邊ヲチヨット伺ッテ置キタアイト思フノデスガ……

○政府委員(關原忠三君) 御答ヘ申上ゲマス、補助貨幣ニ付キマシテハ御承知ノヤウニ實質値ト名目價值トハ相當達ツテ居リマシテ、矢張リ貨幣法ヲ基礎ト致シマシテ、所謂邦貨ニ對スル補助ノ少額ノ貨幣トシテ流通ヲシテ居ルノハ申上ゲル迄モナイコトデゴザイマシテ、例ヘテ申シマスレバ五十

デアリマシテ、相當實質ノ價值ガ下ッテ居ルノデアリマス、併シソレヲ五十錢トシテ流通ヲシテ居ル譯デアリマス、御指摘ノ朝鮮、臺灣、樺太ニ付キマシテハ、貨幣法ガ矢張リ勅令ヲ以テ是等ノ地域ニ施行サレテ居ルノデゴザイマスカラシテ、此ノ臨時補助貨ヲ造リマス場合ニ於キマシテモ、此ノ臨時通貨法ガ制定サレマシタナラバ自然朝鮮、臺灣、樺太ニ對シマシテモ此ノ法律ガ施行サレルコトニナルト考ヘルノデアリマス、即チ我ガ領土ニ於キマシテハ、此ノ臨時補助貨幣ガ補助貨幣ト同様ニ一定ノ限度迄強制通用力ヲ持ツテ通貨トシテ流通サレルコトニナルト考ヘルノデアリマス、關東州、満洲ニ於キマシテハ、是ハ事實上ノ問題トシテ或ハ補助貨幣ガ向フノ方ニ參ツテ居ルコトモアルト考ヘルノデアリマスガ、其ノ關係ハ全ク事實デゴザイマシテ、國內ニ於ケルモノノ如ク法律ノ規定ニ依ツテ強制ノ通用力ヲ與ヘラレテ居ルモノデハナイノデアリマス、ソレデ御心配ノ貨幣制度ニ對スル何ト中シマスカ、心配ト云フヤウナ點ハ私共ハ補助貨幣ニ付キマシテハ、貨幣制度ニ對スル國民ノ信賴ガアレバ差支ナイト考ヘスレバ、或學說等ニゴザイマスヤウニ、紙

ガ最モ宜カラウト云フヤウナ話モアルノデゴザイマスケレドモ、必ズシモサウハイカスト思ヒマス、今度發行致シマスル臨時補助貨ハ、現行ノ補助貨ト殆ド價值ニ於キマシテハ變リヘナリ、實質ノ價值ニ於テモ變リハナイノデアリマス、十錢、五錢ニ付キマシテハ白イ色ヲシテ居リマシテ、出來ルダケ今度ノモノニ付キマシテモ白イ色ニシタイト色々考ヘテ研究モ致シテ見タノデアリマスガ、ドウモ「ニッケル」ヤ銀貨ノヤウニ白イ色ニハイカヌ、合金ノ性質上ドウモ行カヌヤ造ラウト政府ニ於テ計畫シテ居リマスル黃ウデアリマス、一錢ノ現行ノ青銅貨、今度ハシナイカト思フノデアリマス、殊ニ是へ上ト思フノデアリマス、日本ノ金ノ價值ヲ疑スカラスウ云フ臨時補助貨ヲ出シマシテモ補助貨ノ流通ニ對シ國民ガ心配ノ考ヲ起スト云フヤウナコトハ全然ナイコトデヤナイカト考ヘテ居リマス

○男爵高崎弓彌君 無論日本國內デハ私ハ誰モ、是ハ法律デ以テ定メラレバ別ニ之ニ對シテ疑ヲ懷ク者モナシ、今迄ノヤウニ通ユ云フ金モアル、サウ云フ場合ニ何ガ本ニナルカト云フト信用ガ本ニナルノデアリマス、其ノ信用ガ疑ハレルヤウナ硬貨ヲ發行デヤツテ居ルノデゴザイマセウケレドモ、サウ云フ金モアル、サウ云フ場合ニ何ガ本ニブロンズノ金ハ現在ノ補助貨幣ト品位、量目ニ於テ同ジモノデゴザイマス、又此ノシテ金ノ代リニ使ツテ居ル、結局ソレハ信用トカ掘リ抜キニナツタヤウナモノヲ出テ潜ツテ出ルノカモ知レマセヌガ、嚴重ナ取締ヲシテ居リマス、「ポケット」アタリニ入レカラ申上げマシタ如ク、「アルミニーム・ブロンズ」ノ金ハ現在ノ補助貨幣ト品位、量目ニ於テ同ジモノデゴザイマス、又此ノアルミニーム・ブロンズハ調査ニ依リマスト世界ニ於キマシテ十數國現ニ使ツテ居リマス、大國デ申シマスト「ドイツ」デモ使ツテ居ルノデゴザイマスカラ、日本獨特ノモノデナイト思フノデアリマス、今日「ニッケル」錫節約ノ上ニ於キマシテ、斯ウ云フ新通貨ヲ發行セラレタノデアリマスカラ、ソレハ品位、量目ニ於テ甚ダ差異ガアリマスレバ、御説ノ如ク信用ト云フコトニナルカモ知レマセヌ、各國ニ於テモ採用セラレテ居ルモノデアリマスカラ、日本ガ若シサウ云

ニ差ガアルノデゴザイマス、ソレデアリマスカラ、今迄詰リ日本ダケト云フヤウニ御考ニナツテ仰シヤルト、日本ノ中ダケハソレヌト思ヒマス、是へ外國ニ行ツタデ宜イカモ知レマセヌガ、是ヘ外國ニ行ツタシテハ日本ノ金ノ價值ガ下ルト云フコト進ンデ行ク場合ニハ、支那人ハ何ヨリ一番ニナルト、殊ニ支那ニ對シテ日本ガ是カラ先ニ經濟ノコトヲ考ヘマスカラ、金ノ値段ガ惡イト云フコトハ一番ナニシヤシナイカ考ヘテ研究モ致シテ見タノデアリマスガ、ドウモ「ニッケル」ヤ銀貨ノヤウニ白イ色ニハイカヌ、合金ノ性質上ドウモ行カヌヤ造ラウト政府ニ於テ計畫シテ居リマスル黃ウデアリマス、日本ノ金ノ價值ヲ疑スカラスウ云フ臨時補助貨ヲ出シマシテモ補助貨ノ流通ニ對シ國民ガ心配ノ考ヲ起スト云フヤウナコトハ全然ナイコトデヤナイカト考ヘテ居リマス

○政府委員(中村三之縣君) 今御話ノ補助貨ガ最モ宜カラウト云フヤウナコトモアルノデ、ドウガ最モ宜カラウト云フヤウナコトモアルノデ、ドウ云フ風ナ結果ヲ及スカ、其ノ邊ハ御考デ居ラシヤルノカ、居ラシヤラナインカ、チヨツト伺ツテ見タイ

○政府委員(中村三之縣君) 今御話ノ補助貨ガ所謂北支等ニドレダケ行ツテ居リマスカ、明確ナ數字ハ存ジマセヌガ、御承知ノ通り今爲替管理ガゴサイマシテ、サウ云フモノヲ持出スコトニ對シマシテハ嚴重ニ取締ヲシテ居リマス、「ポケット」アタリニ入レモノヲ持出スコトニ對シマシテハ嚴重ニ取締ヲシテ居リマス、ソレカラ今理財局長テ潜ツテ出ルノカモ知レマセヌガ、嚴重ナ取締ガ出來テ居リマス、ソレカラ今理財局長カラ申上げマシタ如ク、「アルミニーム・ブロンズ」ノ金ハ現在ノ補助貨幣ト品位、量目ニ於テ同ジモノデゴザイマス、又此ノアルミニーム・ブロンズハ調査ニ依リマスト世界ニ於キマシテ十數國現ニ使ツテ居リマス、大國デ申シマスト「ドイツ」デモ使ツテ居ルノデゴザイマスカラ、日本獨特ノモノデナイト思フノデアリマス、今日「ニッケル」錫節約ノ上ニ於キマシテ、斯ウ云フ新通貨ヲ發行セラレタノデアリマスカラ、ソレハ品位、量目ニ於テ甚ダ差異ガアリマスレバ、御説ノ如ク信用ト云フコトニナルカモ知レマセヌ、各國ニ於テモ採用セラレテ居ルモノデアリマスカラ、日本ガ若シサウ云

フコトニナッテ、甚ダシク信用ヲ害スルコト
ハナイダラウカト考ヘテ居リマス

○男爵高崎弓彦君 餘リ諄イヤウデスケレ
ドモ是ハドウモ私ハ此ノ臨時通貨法ト云フ
モノニ對シテ、決シテ反対スルモノデハナ
イノデスケレドモ、モウ今ノ處朝鮮、満洲、
關東州ト云フモノハ殆ド日本ト同ジヤウナ
關係ニナッテ居ルカラ、往來モ昔ノヤウニ不
便デナク頻繁デスカラ、必ズ各地ニ幾ラカ
ヅツ持ッテ行ク、其ノ幾ラカヅツ持ッテ行ク
金ガ皆向フデ通用スルノデスカラ、向フデ
通用シナケレバ構ハナイ、通用スルノデス
カラソレハ自然海ヲ渡ッテ直接北支ヘ行カ
ナイデモ、皆北支ヘズト廻ッテ行ク譯ニナ
「トン」少々バカリ年ニ達フヤウナ大シタモ
ノデナイ、六七十萬圓シカ金ノ上ニハ差ガ
ナイモノデアリマス、ソレハ殊ニ此ノ支那
人ナドト云フモノハ、新シイ物ニ對シテ甚
ダ孰著ノ薄イモノデスカラ、古イ信用ノア
ルモノ、ソレハアチラデ使ッテ居ル金ナント
云フモノハ、札ナンカ汚イ札ナドヲ何時迄
モ大事サウニ皆使ッテ居ルノデ、ソレガ皆通
用シテ居ルノデス、成ルベク是カラアチラ
ノ方ニ對シテ、ドン／＼日本ノ金ナンカ通

用シテ行クニ違ヒナイノデスカラ、其ノ場
合ニハ成ルタケ變ヘナイ、初メアッタモノハ
モノニ對シテ、決シテ反対スルモノデハナ
イノデスケレドモ、モウ今ノ處朝鮮、満洲、
關東州ト云フモノハ殆ド日本ト同ジヤウナ
關係ニナッテ居ルカラ、往來モ昔ノヤウニ不
便デナク頻繁デスカラ、必ズ各地ニ幾ラカ
ヅツ持ッテ行ク、其ノ幾ラカヅツ持ッテ行ク
金ガ皆向フデ通用スルノデスカラ、向フデ
通用シナケレバ構ハナイ、通用スルノデス
カラソレハ自然海ヲ渡ッテ直接北支ヘ行カ
ナイデモ、皆北支ヘズト廻ッテ行ク譯ニナ
之ヲ避ケルノガ宜イト考ヘテ居リマス、併
シ結局補助貨幣ハ其ノ當時ノ經濟、交通ノ
實態竝ニ民度ノ發達ノ工合ニモ依ルモノデ
トモアリ得ルト思フノデゴザイマス、今度
出來マス臨時通貨ニ付キマシテハ、附則ニ
モ其ノ趣旨ヲ明カニシテアリマスヤウニ、
之ヲ發行シナイト云フコトニナッテ居リマ
シテ、全ク臨時の措置トシテ我ガ國ノ國
際收支ノ改善ノ一助トシ、又金屬資材ノ節
約ノ一助トスル、斯ウ云フ趣旨ヲ以チマシ
テ臨時補助貨幣ト小額紙幣ヲ此ノ期間ニ限ッ

用シテ行クニ違ヒナイノデスカラ、其ノ場
合ニハ成ルタケ變ヘナイ、初メアッタモノハ
モノニ對シテ、決シテ反対スルモノデハナ
イノデスケレドモ、如何デゴザイマセウカ、御當
局ハドウ云フ風ニ御考ニナッテ居リマセウカ、
マスケレドモ、如何デゴザイマセウカ、御當
局ハドウ云フ風ニ御考ニナッテ居リマセウカ、
チヨット御考ヲ伺ッテ置キタイノデアリマス
○政府委員(關原忠三君) 此ノ補助貨幣ノ
名目、價值、ソレカラ素材、大キサト云フ
ヤウナモノニ付キマシテハ、成ルベク一旦
定メマシタモノハ同ジモノヲ維持スルト云
フコトガ、今ノ御話ノヤウニ通貨ノ頻々ト變
更スルト云フコトニ付キマシテハ、成ルベク
之ヲ避ケルノガ宜イト考ヘテ居リマス、併
シ結局補助貨幣ハ其ノ當時ノ經濟、交通ノ
實態竝ニ民度ノ發達ノ工合ニモ依ルモノデ
トモアリ得ルト思フノデゴザイマス、今度
出來マス臨時通貨ニ付キマシテハ、附則ニ
モ其ノ趣旨ヲ明カニシテアリマスヤウニ、
之ヲ發行シナイト云フコトニナッテ居リマ
シテ、全ク臨時の措置トシテ我ガ國ノ國
際收支ノ改善ノ一助トシ、又金屬資材ノ節
約ノ一助トスル、斯ウ云フ趣旨ヲ以チマシ
テ、補助貨ノ資材竝ニ品位量目ト云フコト
ニ關シマシテ、御質問ノヤウナ點ヲ、サマ
テ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ、ソレデハ臨時通貨法案ニ
對スル御質疑ハ終了致シタモノト承知致シ
テ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ此ノ
法案ノ質疑ハ終ツモノト認メマシテ、次ノ
關稅定率法中改正法律案ノ御質疑ヲ願ヒマ
ス

○男爵高崎弓彥君 關稅法ノ改正ノ中ニ、

衆議院ノ是ハ速記ノ中ニアルノデスケレドモ、觸媒ト云フ字ガアルノデスケレドモ、

何デアリマスカ、チヨット能ク分リマセヌカ
ラ説明シテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(中村三之熙君) 觸媒ト云フコトハ専門ノコトデゴザイマスカラ、關稅課長カラ御説明申上ゲマス

○政府委員(尾關將玄君) 觸媒ト申シマス

ルノハ、化學工業ニ於キマシテ、一定ノ化學變化ヲナス時分ニ、原料物質ノミデハ其ノ反應ガ極メテ遲々トシテ進マナイケレドモ、之ニ或種ノ物質ヲ入レマスルト、其ノ化學變化ガ促進セラレマシテ、極メテ有效ニ作業ヲ行ヒ得ル場合ガアリマス、而モ其ノ入レマシタ物質自身ハ化學變化ヲ起サナイ、斯ウ云フヤウナ物ガアリマス、此ノ化學反應促進機能ヲ有スルヤウナ、サウ云フデゴザイマス、尙サウ云フヤウナ物ハ此ノ水素ヲ持ヘル時ニ、此處ニ舉ゲテ居リマス

鐵ノ觸媒ノ外ニ、硫酸ヲ持ヘル時分ニ白金ノ觸媒デアルトカ、或ハ「ヴァナデウム」ノ觸媒デアルトカ云フヤウナモノモゴザイマス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ハ

ゴザイマセヌカ……ソレデハチヨット政府委員ニ御尋ネ申上ゲマス、兎毛皮ノ輸入先ハ只今何處デゴザイマセウカ、ドウ云フ方面カラ輸入セラレルノデアリマセウカ、其ノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス、ソレカラモウ

一ツハ製帽用兎毛ニ供スル爲ノ兎毛皮デアリマスルガ、其ノ使用目的ヲ定メルノニ、ドウ云フ風ニ御監督ガ出來マスルカ、其ノ

二點ヲ承リタイト存ジマス

○政府委員(尾關將玄君) 兔毛皮ノ現在ノ輸入先ハ、昨昭和十二年ニ付テ申上ゲマス

ルト、輸入數量全體ガ二萬四千百九十圓デゴザイマス、其ノ中滿洲國カラ輸入サレルモノガ二萬三千二百九十六圓、「アメリカ」

合衆國カラ輸入サレマシタモノガ八百二十

二圓、中華民國カラ輸入サレタモノガ六十圓トス様ニ相成ッテ居リマス、サウシテ是カ

北支カラ輸入サレルヤウニ相成ルト存ジテ

居リマス、今一點ノ御質問ハ制帽用兎毛皮ハ何ニ用ヒラレルカト云フ御尋ト、ソレカ

ラドウ云フ監督ヲシテ行クカト云フ御尋デ

第一ノ點ハソレデ宜シイノデスガ、第二ノ

デスター」ハ仰セノ如ク、此ノ「ナショナル」

金錢登錄器ノモノヲ用ヒルモノガ隨分多カツ

タノデゴザイマスルガ、最近日本ニ於キマシテモ相當技術ガ進ミマシテ、例ヘバ神戸製

モ、寧ロ毛ヲ取ルト申上ガタ方ガ宜イカト存ジマス、アトノ皮ハモウ何ニモナラナイ、屑ニナルノデアリマスカラ、毛ト皮トノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(尾關將玄君) 私ノ御答ノ仕方ノ取ルト云ツタ方ガ實質的ニハ適當カト存ジマス、サウ云フ風ニシテ毛ヲ取りマシテ、其ノ毛ヲ帽子……「ファー」ト申シマスガ、此ノ普通被ヅテ居ル中折帽ニナッテ居ルアノ

帽子ヲ造ル原料ニ致スノデゴザイマス、サウシテサウ云フヤウナ兎毛皮ヲ輸入シテ、サウ云フ帽子ニ使ハレルヤウニナッタカドウカト云フコトヲ監督スルノニハ、ドウ云フヤウニシテ監督スルカト云フコトニ付キマシテハ、サウ云フ兎毛皮ヲ作ル工場ハ稅務署ノ承認ヲ得マシテ、稅務署ノ承認工場ト云フコトニナリマシテ、其處テ作ル、サウシテ稅務署ノ方ニ於テ其ノ監督ヲスルト云フヤウニ相成ッテ居ルノデゴザト、斯ウ云フヤウニ相成ッテ居ルノデゴザ

今「キヤッショ・レヂスター」ハ元「ナシヨナル」トカ云ツテ「アメリカ」ノモノガ非常ニ澤山入ッテ居ツタノデゴザイマスガ、今モ日本デ、斯ウスツカリ之ヲ「カヴァー」スル位出

來ルノガアルノデゴザイマスカ、ソレカラソレヲ造ルニ付テ向フニ特許料カ何カ拂ハズトモ出來ルヤウニ、特殊ナモノガ出來ルヤウニナッタノデゴザイマスカ、チヨツトソコヲ伺ヒタイ

○委員長(子爵綾小路護君) チヨツト私ノ御尋ノ仕方ガ惡カツカモ知レマセヌガ、私ハ斯ウ云フコトヲ御尋シタノデアリマス、

第一ノ點ハソレデ宜シイノデスガ、第二ノ

デスター」ハ仰セノ如ク、此ノ「ナショナル」

金錢登錄器ノモノヲ用ヒルモノガ隨分多カツ

タノデゴザイマスルガ、最近日本ニ於キマシテモ相當技術ガ進ミマシテ、例ヘバ神戸製

鋼株式會社鳥羽工場、或ハ國產金錢登錄器

株式會社等ニ於キマシテモ生産ガ出來ルヤウニ相成リマシタ、又此ノ「ナショナル」ノ方モ製品ヲ直接輸入スルノハ實ハ割合ニ少クナリマシテ、日本金錢登錄器株式會社ニ於キマシテモ、部分品ヲ以テコチラデ組立テ居リマスルガ、其ノ部分品ノ中ニハ必ずシモ「アメリカ」ノモノバカリデナク、日本ノモノヲ以テモ拵ヘルヤウニ相成ツテ參ッタノデゴザイマス、尙サウ云フモノヲ拵ヘルノニ、特許料等ノ支拂ヲシテ居ルカト云フ御尋デアッタカト存ジマスルガ、特許料ハ支拂ツテ居リマセヌ

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ガゴザイマセヌカ……ソレデハ私一ツ御尋ネ致シタイ、紅松ガ満洲カラ相當ニ入ッテ居ルヤウデゴザイマスガ、今度ノ關稅改正ノ影響ハ主トシテ紅松ガ一番深イト思ヒマス、其ノ紅松ハ年額ドノ位ノ數量ヲ輸入サレルモノデゴザイマスカ、其ノ點御伺ヒ致シマス

○政府委員(尾關將玄君) 紅松ノ輸入ハ主トシテ朝鮮デゴザイマスルガ、昨昭和十二年ニ於キマシテ朝鮮ニ輸入サレマシタノガ百八十五萬七千圓デゴザイマス、ソレカラ日本内地ニ輸入セラレマシタノガ十二萬九千圓デゴザイマス

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ガ

キマシテモ、部分品ヲ以テコチラデ組立テ居リマスルガ、其ノ部分品ノ中ニハ必ずシモ「アメリカ」ノモノバカリデナク、日本ノモノヲ以テモ拵ヘルヤウニ相成ツテ參ッタノデゴザイマス、尙サウ云フモノヲ拵ヘルノニ、特許料等ノ支拂ヲシテ居ルカト云フ御尋デアッタカト存ジマスルガ、特許料ハ支拂ツテ居リマセヌ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(子爵綾小路護君) 然ラバ關稅定率法中改正法律案ノ質疑モ終了致シタモノト承知致シマス、ソレデハ兩案ヲ一括致シマシテ討論ニ入りタイト存ジマスガ御異議ゴザイマセヌカ

政府委員 長野 忠次君
大藏參與官 中村三之熙君

大藏省理財局長 關原 忠三君
大藏書記官 尾關 將玄君
農林省山林局長 村上富士太郎君

田中德兵衛君
加藤敬三郎君

○委員長(子爵綾小路護君) 他ニ御質疑ガゴザイマセヌカ……ソレデハ私一ツ御尋ネ致シタイ、紅松ガ満洲カラ相當ニ入ッテ居ルヤウデゴザイマスガ、今度ノ關稅改正ノ影響ハ主トシテ紅松ガ一番深イト思ヒマス、其ノ紅松ハ年額ドノ位ノ數量ヲ輸入サレルモノデゴザイマスカ、其ノ點御伺ヒ致シマス

○委員長(子爵綾小路護君) 然ラバ兩法案ハ可決致シマシタ、是ニテ本委員會ヲ終了致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(子爵綾小路護君) 然ラバ兩法案ハ可決致シマシタ、是ニテ本委員會ヲ終了致シマス

午前十時五十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵綾小路 護君

副委員長 男爵佐藤達次郎君

委員

侯爵佐竹 義春君

男爵高崎 弓彦君

武井覺太郎君

昭和十三年三月十九日印刷

昭和十三年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局